

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 仙台地域の災害リスク

仙台地域が経験した主な災害には、宮城県沖地震（1978 年）、台風第 10 号による大雨（1986 年）、停滞前線による大雨（1994 年）、東日本大震災（2011 年）の他、2015 年関東・東北豪雨（台風第 18 号）、2019 年令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被災など、仙台市は度々甚大な自然災害による被害を受けている地域である。

以下、仙台市の災害リスクについて、「地形」、「地震」、「風水害」の観点により説明する。

1) 地形による災害リスク

①山地・丘陵地

仙台地域における山地は、東北地方を南北に縦走する奥羽山脈の一部をなしており、船形連峰等の雄大で多様性に富んだ自然と共に、作並温泉、秋保温泉郷、奥新川などの観光資源に恵まれている。

丘陵地においては、北部の工業流通団地などとして、泉パークタウンインダストリアルパーク、サイエンスパーク及びソフトパークが立地している。この丘陵地に大小の住宅団地が造成されており、市街地に比較的近い造成年代の古い住宅団地では高さのある玉石積みや二段擁壁、道幅が狭小な箇所も見受けられる状況となっている。これらの地域の一部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

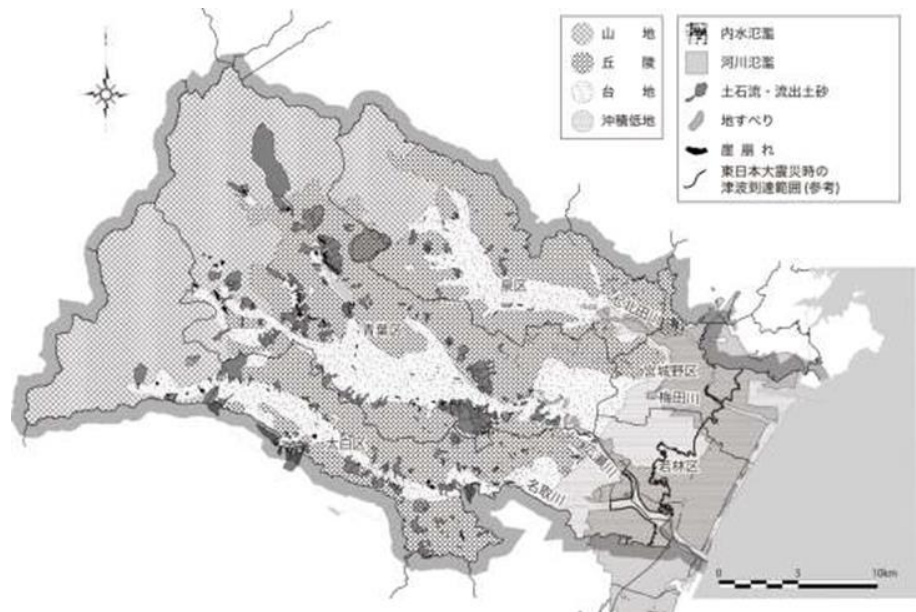
宮城県沖地震や東日本大震災においては、宅地地盤に大きな被害が生じた場所もあり、地震による被災家屋の分布が切盛境（※）に多く発生していることも報告されている。

※切盛境：切土や盛土によって地盤構造が変化する境目部分のこと

②台地

商業・業務機能や行政・教育機関などの都市機能が集積する都心地域であり、仙台駅を基点として、バス路線が放射状に広がるほか、骨格的な交通機関である地下鉄南北線、地下鉄東西線、JR 線などが整備されている。小売、サービスや飲食・宿泊業などが集積するこの地区においては、昼間人口と夜間（定住）人口に大きく差が生じることから、東日本大震災においては、公共交通機関の途絶等により

図：仙台市の地形と災害特性



※仙台市地域防災計画より抜粋

職場等から帰宅することができない帰宅困難者が多数発生した。

### ③低地

仙台市東部地区を南北に縦断する国道 4 号線沿いには、流通業務機能が集積し、卸売、運輸、印刷などの産業が集積しており、特定重要港湾である仙台塩釜港を含む周辺地区は基盤整備や大規模製造業の立地などに伴い、東部地域の製造業商品出荷額は市内全域の高い割合を占めている。東日本大震災後においては、これら産業集積地域でのサプライチェーンの途絶により、製造業の生産停止が発生した。

仙台市東部の田園地域には優良農地が広がり、稲作をはじめ、野菜や花きの生産などの市街地に近い立地を生かした農業が盛んだが、後背湿地など沖積低地特有の軟弱地盤が多く、地震や豪雨時の浸水被害が予想される。また、海岸地域とその周辺部においては、津波による浸水の可能性があり、東日本大震災においても多くの尊い命が失われた。

## 2) 地震による災害リスク

仙台市に大きな影響を与える地震として、海溝型地震と陸域の浅い地震に分類を行うと、前者は超巨大地震（東北地方太平洋沖型）、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震、宮城県沖の陸寄りでも繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）の 4 つが挙げられ、後者は、長町一利府線断層帯の地震が挙げられる。

### ①海溝型の地震

#### A) 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）

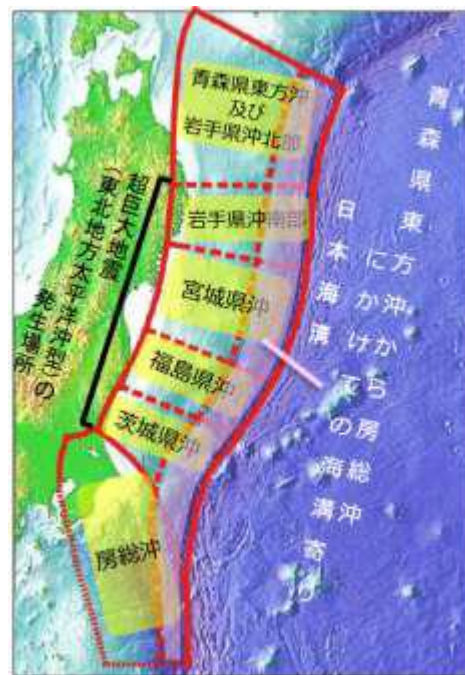
マグニチュード 9 クラスの超巨大なプレート間地震を「超巨大地震」と呼び、東北地方の太平洋沿岸に巨大津波を伴うものを「超巨大地震（東北地方太平洋沖型）」と呼ぶ。津波堆積物調査によると、過去 3,000 年間に 5 回発生し、それぞれ新しい順に、2011 年の東北地方太平洋沖地震、1611 年の慶長三陸地震または 1454 年の享徳地震、869 年の貞観地震、4～5 世紀頃の地震、紀元前 4～3 世紀頃の地震に対応すると考えられている。平均発生間隔は約 550～600 年となり、今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%とされている。次に発生する地震の規模は、宮城県沖を必ず含み、隣接する領域（岩手県沖南部または福島県沖）の少なくとも一方にまたがり、場合によっては茨城県沖まで破壊が及びマグニチュード 9.0 程度になる可能性がある。

#### B) 宮城県沖のプレート間巨大地震

おおむねマグニチュード 8 を超えるプレート間地震を「プレート間巨大地震」と呼ぶ。宮城県沖で発生したプレート間巨大地震として、1793 年（マグニチュード 7.9 推定）と 1897 年 8 月（マグニチュード 7.7 推定）の 2 回の地震が知られている。ともに津波を伴い、1793 年の地震は後述する宮城県沖地震の発生領域と連動した可能性が指摘されている。今後 30 年以内の地震発生確率は 20%程度と推定されている。

#### C) 宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震

プレート間巨大地震よりも規模が小さいマグニチュード 7.0 以上のプレート間地震を、「ひとまわり小さいプレート間地震」と呼ぶ。1923 年 1 月 1 日以降、2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震発生までの約 88 年間にマグニチュード 7.0 以上の地震は 6～7 回が知られている。今後 30 年以内の地震発生確率は 90%程度と推定されている。



#### **D) 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震**

ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード 7.1～7.4 の地震が繰り返し発生したことが知られている。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼ぶ。震源位置などから 1897 年 2 月、1930 年代（1936 年で代表）、1978 年、2000 年以降（2011 年 3 月 11 日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897 年以降、4 回活動を繰り返しており、平均発生間隔は 38.0 年と考えられる。なお、1978 年のものは宮城県沖地震として知られている。今後 30 年以内の地震発生確率は 60%程度と推定され、将来発生する地震の規模は 1978 年宮城県沖地震の規模からマグニチュード 7.4 前後とされている。前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではあるが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978 年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要である。

#### **②長町ー利府線断層帯**

長町ー利府線断層帯は、利府町から仙台市を経て村田町にかけて、おおむね北東から南西方向に延びており、長町ー利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層、円田断層によって構成される長さ 21～40 km の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

本断層帯の活動については、第四紀後期における活動が確かめられている区間の長さから経験則に基づき、ずれの量は上下成分で 2m、活動間隔は 3,000 年程度以上であると推定されているが、様々なデータから得られる最も新しい活動は、約 16,000 年前以後にあったと考えられている。今後の発生確率については、今後 30 年以内は 1%以下、今後 50 年以内では 2%以下、100 年以内では 3%以下と推定されており、発生する可能性としては、我が国の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられている。なお、地震の規模は、マグニチュード 7.0～7.5 程度と考えられている。

#### **3) 風水害による災害リスク**

仙台市では、ここ数年に見られる地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、今後更に、大雨や短時間強雨の発生頻度が高まることが予測されており、大規模な風水害が懸念されている。

仙台市では、2005 年より「仙台市洪水災害予測地図」を作成し市民等へ配付してきたが、前述の通り、風水害の発生が増大していることから、2014 年には、土砂災害の恐れのある区域、2016 年度からは水害や土砂災害の恐れのある区域も表記し、日頃からの注意喚起と合せて備えや災害時の行動ポイントをまとめ市民等に注意喚起を促している。

当市の風水害リスクとしては、大規模な内水氾濫では、河川周辺や沖積低地のほぼ全域が冠水する他、台地の一部と丘陵地の小谷の一部も冠水する恐れがある。土砂災害については、七北田川・広瀬川・名取川等の河川周辺を中心とした台地と丘陵地の接続部に沿って発生する恐れがあり、人口集中地区においては、崖崩れの危険箇所が多く分布している。

尚、土石流や崖崩れの危険性については、太白区や青葉区の東方向に延びる幹線道路付近の多くに崖崩れ等が起こる危険箇所として指定されている。

さらに仙台駅は、新幹線や在来線をはじめ、市内各所を結ぶ地下鉄が乗り入れていることから地下道も多く、ゲリラ豪雨などで起こる都市型水害の被害を受けやすい構造となっている。

## (2) 商工業者の状況

＜仙台商工会議所管轄区域事業者数及び主な業種別割合＞

- ・商工業者数 36,207者(2014年現在)
- ・小規模事業者数 25,941者(2014年現在)

【内 訳】

業 種	2014年度当所管轄市内事業者			備 考（事業所の立地状況等）
	事業者数	うち小規模事業者	構成比割合	
卸売・小売業	10,391者	<b>7,445者</b>	28.7%	小売業は市内に広く分散している 卸売業は若林区卸町の卸商団地に集積
宿泊・飲食業	4,526者	<b>3,243者</b>	12.5%	宿泊業は市内中心部に多い 飲食業は市内に広く分散している
建設業	3,295者	<b>2,361者</b>	9.1%	市内に広く分散している
不動産・物品賃貸業	2,860者	<b>2,049者</b>	7.9%	市内に広く分散している
生活関連サービス・娯楽業	2,897者	<b>2,075者</b>	8.0%	市内に広く分散している 娯楽業は市内中心部に多い
その他業種	12,238者	<b>8,768者</b>	33.8%	市内に広く分散している
合計	36,207者	<b>25,941者</b>		

出所：合計値は経済センサス-基礎調査を県が独自集計したもの、業種別事業者数は経済センサスの業種別構成比を参考に仙台商工会議所に  
て算出。（県の独自集計は2014年値が最新データである。）

## (3) これまでの取組

### 1) 仙台市のこれまでの取組

東日本大震災を経験した仙台市では、その教訓を踏まえて、将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた「しなやかで強靱な都市」に向け、「防災環境都市づくり」を進めている。東日本大震災2か月後の2011年5月、震災の経験と被災地の再生を世界に発信するため、「国連防災世界会議」の誘致を表明し、2013年12月に仙台開催が国連総会で決定。2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催された。本体会議の中では、成果文書として、2005年の第2回会議（兵庫）で採択された「兵庫行動枠組」の後継となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。本枠組は、2030年までの国際的な防災の取り組み指針として位置付けられ、仙台市は、この枠組の採択都市として未来を見据えた強靱な都市基盤の構築とエネルギー自律型のまちづくり（ライフライン、インフラなどのハード整備）、地域ぐるみの防災力の強化と防災・減災の新たな担い手育成などのひとつづくり（子供から高齢者まで、また女性・障害者なども含めた多様な市民が主体となる防災・減災）、世界の防災と減災の推進に貢献するために、国際会議や視察受入などを通じ、震災の経験と教訓を世界に伝えるなどの情報発信・ブランディングの多角的な視点から、防災・減災の強化を図っていく。

#### ① 中小企業の防災・減災・事業継続力を高めるための取組

2018年8月に仙台市と三井住友海上火災保険株式会社において、BCP普及活動に関する協定を締結し、仙台市中小企業の事業継続力の向上の普及啓発事業に対し、連携して取り組むこととした。また、仙台市産業振興事業団での広報協力なども継続していく。

【普及啓発セミナー開催実績】

2018年10月「自然災害等の非常時における企業の組織的対応」（市産業振興事業団主催）

2018年11月「健康経営・BCPセミナー」（市、三井住友社共催）

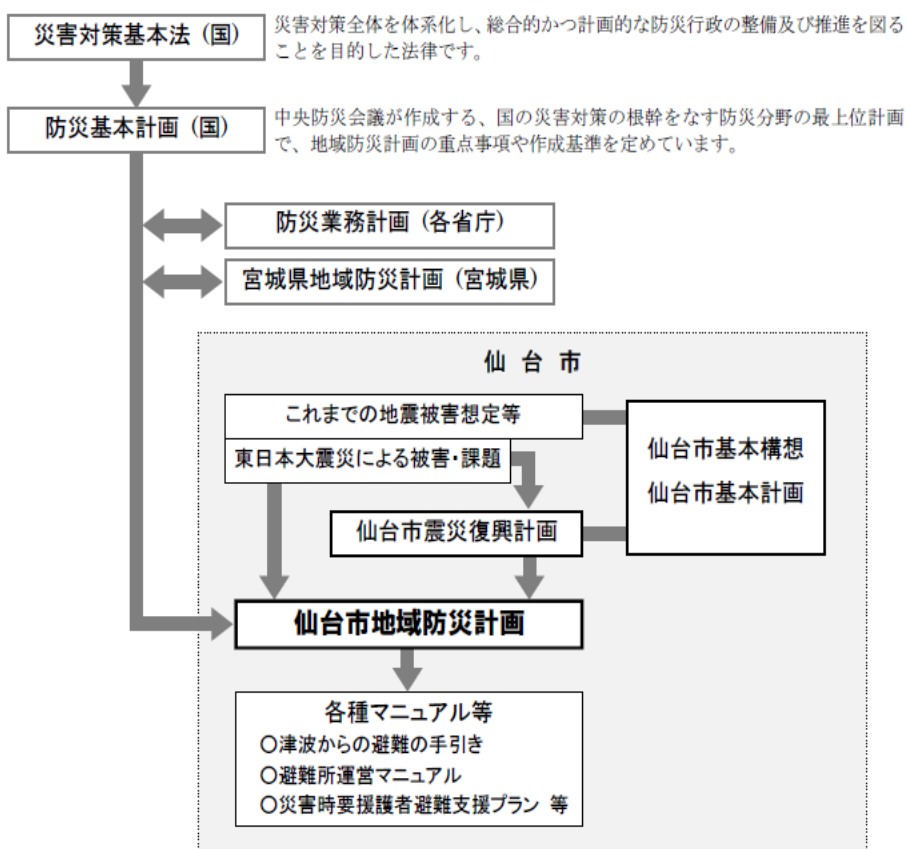
2019年12月「中小企業強靱化法セミナー 今、企業が取り組むべき防災・減災と事業継続」

(市、三井住友社主催、仙台商工会議所後援、東北大学災害科学国際研究所協力)

## ② 仙台市地域防災計画の策定

仙台市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、市民や地域団体、企業と市及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として仙台市地域防災計画を策定している。

災害対策の各実施主体は、本計画を共有し、平時から防災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うとともに、大規模な災害が発生した際には、被害状況、災害対応の経過や、課題、教訓などを記録し、その検証結果を本計画へ反映させることにより、実効性をより高いものにしていく。



## ③ 市民や企業への災害応急体制と防災教育・訓練の推進

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれら全ての対応を行うことは、困難が予想される。そのため、市民や自主防災組織、企業、観光客等に対して、必要な防災情報を提供し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、災害時要援護者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や企業等の防災知識や防災行動力の向上を図る。防災関係機関・研究機関等と連携しながら、これらの教育・訓練・啓発等を推進する。また、普及啓発の実施に関しては、災害時要援護者に対し十分配慮して行う。

#### ④ 仙台市の災害応急体制について

災害発生時に、混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制の下、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、職員に対し日頃から研修・訓練を実施することが不可欠である。

仙台市は、災害救助法第2条の2に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定を受けていることから、宮城県との緊密な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。

大規模な災害等が発生した場合には、庁舎等市役所自体も被災し、人、施設・設備、物、情報、ライフライン等の利用できる資源にも制約を受け、行政機能の低下が予想されるが、災害対応業務や災害対応中であっても休止することにより市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められる。

このため、災害対応業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるよう、あらかじめ業務継続計画を策定し、防災実施計画に反映させる。

#### ⑤ 仙台市総合防災訓練の実施

仙台市では東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、①迅速で効果的な災害対策本部運営体制の構築や②防災関係機関との「顔の見える関係」の構築、③帰宅困難者対策の推進、を視点とした訓練を実施するものとする。

#### ⑥ 共助を促進するための企業への啓発

関係局・区は地域における防災力を高めるために、自助を促進するための啓発と同様に様々な機会をとらえ、共助を促進するため市内企業へ向けた啓発に努める。

企業内備蓄の促進をはじめ、大規模災害発生時に従業員を直ちに帰宅させないこと（帰宅困難者対策）、大規模災害発生時に市民・利用客等の避難者を一時的に受け入れてもらうこと等の啓発を行う。また、企業において自主的に防災対策を進めることができるよう防災チェック表の作成配布を行う。

#### ⑦ 物資・資機材等確保体制の充実

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要であるため、仙台市では、家庭内での災害用備蓄物資として、一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医療品の準備の推奨、仙台市としての計画的な公的備蓄をはじめ、物資・資機材等確保体制の充実を図っている。

##### A 公的備蓄の推進

災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、地区の拠点施設（区役所、総合支所等）での備蓄、避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、津波避難施設、帰宅困難者一次滞在施設等）での備蓄などで一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

また備蓄する主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）、飲料水については、東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分を備蓄することとし、粉ミルクについても避難者に占める乳幼児数（約1,000人）の2日分（1日150g）を区役所及び総合支所に備蓄する。また、備蓄物については、アレルギー疾患に配慮したもの、調理不要食等を備蓄する。

更に津波避難施設用備蓄については、上記とは別に施設ごとに想定した避難者数の1日分の食料・飲料水を備蓄し、帰宅困難者一次滞在施設用備蓄についても、上記とは別に、食料（3日×3食）及び飲料水（3日×1ℓ）を備蓄する。

## **B 食料及び生活必需品の安定供給、緊急輸送による物資・資機材の確保等**

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。

また全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

特に、災害時応援協定締結団体とは平時において、物資の集配拠点・配送システムの構築や緊急通行車両確保等について情報交換等を行い、災害発生時において、生活物資・食料等の物資を効率的に配分するために、物資の在庫管理・入庫・配送を一元的に行う物資集配拠点を整備する。また、物資集配拠点の効率的運営及び集配業務の円滑な実施のため、物資集配拠点における仕分け業務及び各避難所への配送等について、ノウハウを有する民間運送事業者との協定等により、物資供給体制の整備を図る。

## **2) 仙台商工会議所のこれまでの取組**

大規模災害発生の際、仙台商工会議所では、被災した事業所が一日でも早い事業活動を再開することが、地域経済に対するダメージを最小限に留めるものと考えており、各事業所が発災直後の適切な初動対応と、以降の復旧・復興に向けた取り組みが重要であると認識している。

そのようなことから、仙台商工会議所として域内事業所に対し下記のような取組とともに B C P の必要性と策定に向けた支援活動を行ってきた。

### **① 東日本大震災後の対応ほか激甚災害指定後の取組**

仙台商工会議所では東日本大震災時には、発災直後、会頭を本部長とする「東日本大震災復興対策本部」を設置、市内 3 カ所に緊急相談窓口を設置し経営支援にあたりるとともに、仙台市内の全会員事業所を訪問及び電話により、安否確認と被災状況等の確認を実施した。

経営支援として、小規模事業者向けの公的融資制度であるマル経融資制度の震災対応特別枠（災害マル経）を利用した資金繰り相談や仙台市に対して災害マル経資金の利子補給を要請し実施したほか、補助金・助成金等の施策について情報提供を行う等、早期事業再開支援に努めた。

更に、被災事業所を訪問している時に機械不足を嘆く声が多数あったことから、全国 515 の商工会議所の力を結集し、津波により工作機械等を失い、事業継続に支障をきたしている被災 3 県の中小・小規模事業者に対し、全国の商工会議所から無償で提供を受けた「遊休機械」を延べ 3,266 件提供するなど、現場の声を良く聞き・集め・柔軟に事業に結び付けることに注力した。

また、阪神淡路大震災後の神戸経済が陥った交流・定住人口減少による地域経済の活力低下と言う轍を踏まめよう、販路回復・拡大事業として震災により既存取引先を失った、食品加工会社などを支援するため、全国から流通バイヤーを招聘し、予約型個別商談会「伊達な商談会」を立ち上げ、事業者の販路回復支援を実施している。

2019 年の台風第 19 号においても、市内商店街や業種団体等に電話で被害状況を確認、相談窓口を設置し、小規模事業者の対応にあたった。

### **② 仙台商工会議所 B C P の策定**

仙台商工会議所では、事務局の活動を早急に再開し地域事業所の復旧に尽力しなければならないことから、「ダメージの減少」、「復旧期間の短縮」を目的として「仙台商工会議所 B C P」を 2019 年 12 月に策定し、災

害時の具体的な体制やマニュアル等を定めた。

### ③ 事業継続計画に関する国の施策の周知

仙台商工会議所会報誌「飛翔」にBCP特集ページを掲載、会員約9000社に周知し、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行った。今後も継続的に掲載予定。

### ④ BCPセミナーの開催

仙台商工会議所が主催、関係機関との共催等のBCPセミナーを2012年度以降28回開催し、企業としての防災・減災やBCP策定の重要性を伝えた。

### ⑤ 各損保会社と連携した損害保険への加入促進

企業の様々な経営リスクを担保し、災害による休業時の資金確保等を目的に、全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険（「ビジネス総合」「業務災害補償」等）の加入を推進している。

※ビジネス総合保険：賠償責任、事業休業、財産・工事補償

仙台商工会議所、保険会社、販売代理店の協業により、より一層の損害保険制度の推進に取り組むため、2019年4月より、「保険制度推進パートナー」を構築し、会員企業のリスク対応支援を行っている。

#### 〔取扱保険会社〕

東京海上日動火災保険(株)、損保ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、  
あいおいニッセイ同和損害保険(株)

### ⑥ 防災備品（懐中電灯、非常食等）を備蓄

仙台商工会議所の防災備品の備蓄は次のとおり。

- ・緊急避難用 非常持出袋（食料品、飲料水、毛布、エア枕、アルミ保温シート、寝袋、簡易トイレ、軍手等）
- ・食料品（乾パン、インスタント食品、飲料水等 20名×3日分等）
- ・防災・復旧用品（ブルーシート、ビニールテープ、簡易土嚢袋、スコップ、トランシーパー、拡声器、ランタン等）
- ・保護・救護用品（救急セット、ヘルメット、ベッド、毛布、軍手、タオル、ゴーグル、防塵マスク等）
- ・生活用品・その他（缶切り、卓上コンロ、鍋、紙皿、ラップ、紙コップ、スプーン、割りばし、トイレトーパー、ウエットタオル、ライター、マッチ等）
- ・予備電池・予備燃料（乾電池、カセット）

### ⑦ 仙台市が実施する防災訓練への参加及び協力

仙台市が実施する防災訓練へは未参加だが、当所では年1回、当会館内のテナントを含めた火災に備えた避難訓練を毎年実施している。

## II. 課題

仙台商工会議所としては、地域経済が被害を受けて早急に復興するためには、個々の企業の事業継続計画策定・実行は勿論であるが、仙台商工会議所を含む経営支援団体が災害状況に応じ、的確かつ臨機応変に支援を行う事が早期の事業再開を加速させると考えている。企業のBCPと支援団体の支援は事業継続の両輪である。

その中で、仙台商工会議所としても2019年12月、「仙台商工会議所BCP」を策定し、緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備したが、その内容について、より実態に即した対応が取れるよう体制を強化していく必要がある。



また、これまで会報誌などでの国の施策の周知やセミナーの開催、各損保会社と連携した損害保険への加入促進等は実施しているものの、中小・小規模事業者への事業継続計画策定の推進については、まだノウハウが少ないといった課題がある。

仙台市内の事業者についても、大手企業との取引がある事業者や従業員規模の大きい事業者などについては、防災訓練の実施やすでに事業継続計画を策定するなどしているが、多くの事業者については、まだ十分な対策を取っていない現状にあるといえる。

そのため今後は、仙台市や損保会社などとも連携しながら、施策を周知強化し、事業継続計画の策定の必要性を理解促進し、職員のノウハウ・スキルの向上を図りながら、多くの事業者の事業継続計画策定を支援する。

また、大規模災害が発生した際の事業者支援体制の構築を図ることも併せて必要となる。

### Ⅲ. 目標

仙台市は度々甚大な自然災害による被害を受けている地域であることから、中小企業・小規模事業者は、経営強靱化を図り、災害対応力を高める必要がある。突然の経営環境の変化に対応するため、自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧等を支援するため、仙台市と仙台商工会議所との共同により事業継続力強化支援計画を策定し、事前対策の支援や発災後の対策、復興支援等と併せ、仙台市と仙台商工会議所との連絡体制を平時より構築する等、万が一の場合の地域経済・企業への影響を最小限にするための事業に取り組む。

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策と事業継続計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、仙台市と仙台商工会議所との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（2020年7月1日～2025年3月31日）**

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

仙台市と仙台商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**<1. 事前の対策>**

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

・窓口、巡回指導時に、「仙台市ハザードマップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（建物耐震性や設備の固定対策等、日頃からのハード面での対策の重要性、リスクファイナンス（保険等）としての事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）、また、事業継続計画について案内・説明する。

・月報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・仙台商工会議所の各分会や女性会、青年部等の会議時にも事業継続計画や国の施策等の周知・案内を行う。

**2) 事業継続計画支援ツールの作成**

国や日本商工会議所の事業継続計画を周知するパンフレット・チラシを活用すると共に、支援に関するツールを作成する。

**3) セミナー等の実施**

事業継続計画の取組に関する専門家を招き、仙台市と仙台商工会議所の共催による小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介、事業継続計画の案内等を実施する。（セミナー開催時期・回数未定）

**4) フォローアップ**

・巡回や窓口指導を通じて、小規模事業者に対し、事業継続計画等の取組状況のアンケートを実施、その事業者の状況に応じて、計画策定や保険等加入についての支援を行い、取組状況をフォローアップする。

・仙台市と仙台商工会議所の関係部署において必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について、協議する。

**5) 事業継続計画策定・認定申請支援**

事業継続計画の策定支援や実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について、損害保険会社の協力のもと、支援及び助言を行う。事業継続計画の策定支援にあたっては、認定を受けることで税制優遇や各種補助金の加点になる等のメリットを伝え、推進を図る。

**6) 商工会議所自身の事業継続計画と実施体制の強化**

仙台商工会議所は、2019年12月「仙台商工会議所BCP」を作成(別添)。実態に即した対応ができるよう体制の強化を図る

## 7) 仙台商工会議所経営指導員等職員の知識の拡充

地域の事業者に対し、助言を行える仙台商工会議所経営指導員等職員のノウハウが不足しているため、専門家を招いて勉強会を適宜実施するなど、知識獲得に向けた機会の創出を図る。

## 8) 関係機関との連携

・全国商工会議所ビジネス総合保険制度などの取扱保険会社である、東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を開催するとともに、事業継続計画策定に取り組むメリットの説明や災害対応策、リスクへの備え等損害保険の紹介等を実施する。

## 9) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、仙台市との連絡ルートの確認を行う（訓練は、必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

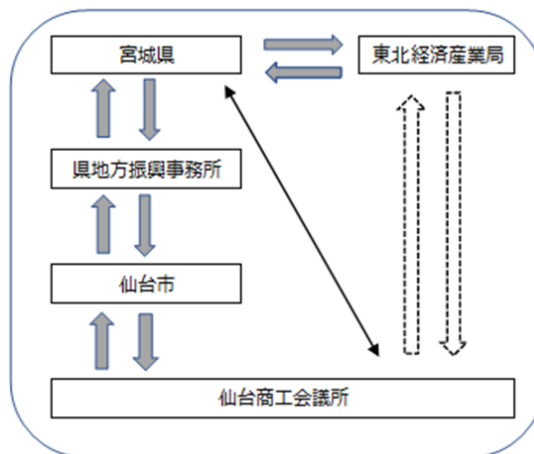
- ・仙台商工会議所では発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（※仙台商工会議所は安否確認システム「め組」を活用。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を所内で把握する。）
- ・仙台商工会議所 BCP に則り、災害に関する公表内容を整理し、地域総合経済団体としての活動が実施できるよう運営体制を整備する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・仙台商工会議所 BCP に則り、応急対策の方針を決定するために必要な災害状況（エリア内人的・建物含む）の把握として、商店街や業種組合、市内の主な会員企業等に対し、安全確保したうえでの現場確認や電話等によりヒアリングを行い、市内の被害情報を収集する。
- ・収集した情報をもとに、BCP の発動の有無を災害対策本部長（仙台商工会議所専務理事）が状況を見極め、当面の方針を決定する。BCP が発動となった際にはマニュアルに基づき、その計画に沿って行動する。
- ・仙台市と仙台商工会議所は状況に応じて被害情報等を共有する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
  - ・仙台市と仙台商工会議所は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
  - ・仙台市と仙台商工会議所が共有した情報を仙台市より、宮城県仙台地方振興事務所へ報告する。
- ※ただし、急を要する場合については宮城県経済商工観光部商工金融課又は東北経済産業局が直接情報収集する場合がある。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、必要に応じて仙台市と協議する（仙台商工会議所が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、仙台商工会議所等に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況と併せ経営状況の詳細を確認する。
- ・地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ電話、メールニュース、月報等、情報発信に有効なあらゆるツールを使用し、周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、仙台商工会議所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談し、対応を図る。

#### < 6. 地域防災計画との連携（位置づけ等） >

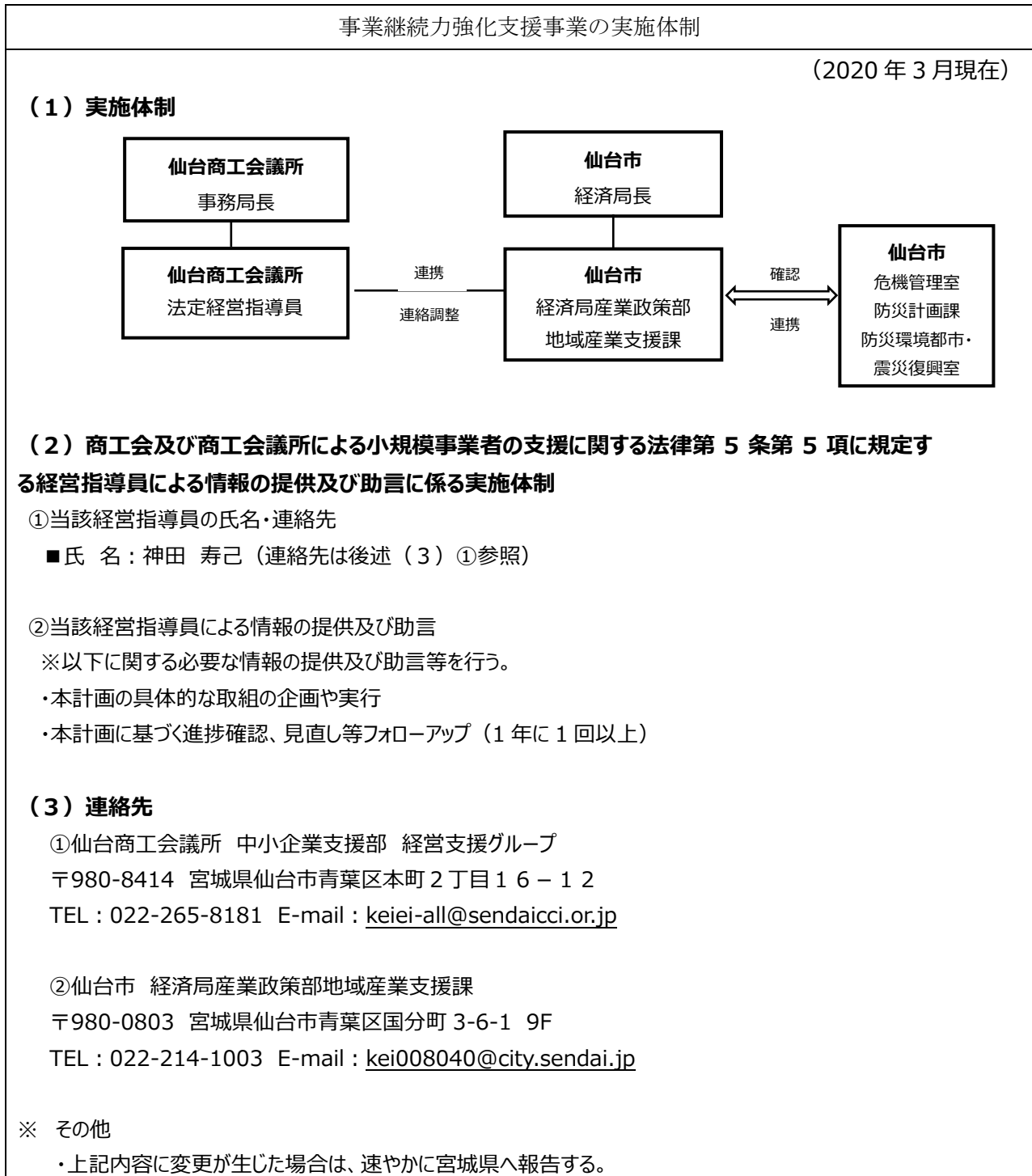
- ・仙台市の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ・仙台市の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
【内訳】					
1. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
2. 連絡会議運営費(1回開催/年)	50	50	50	50	50
3. セミナー開催費	500	500	500	500	500
4. チラシ作成・広報費	250	250	250	250	250

調達方法
仙台市補助金(50万円)、仙台商工会議所(50万円)

※なお、災害等発生時には、別途予算措置をする。